

東労基発 0621 第 3 号  
令和 6 年 6 月 21 日

陸運事業者関係団体各位

東京労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置の  
徹底について

平素より、労働安全衛生行政の運営に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、荷役作業時の労働災害は約 70%となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、約 70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場となっていることから、厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

昨年東京労働局が実施した自主点検（結果は裏面を御参照ください。）では、陸上貨物運送事業として、荷役ガイドラインを知っていると回答した割合は 84.0%、荷役ガイドラインに基づくいずれかの措置を実施していると回答した割合は 96.0%といずれも高い水準でした。

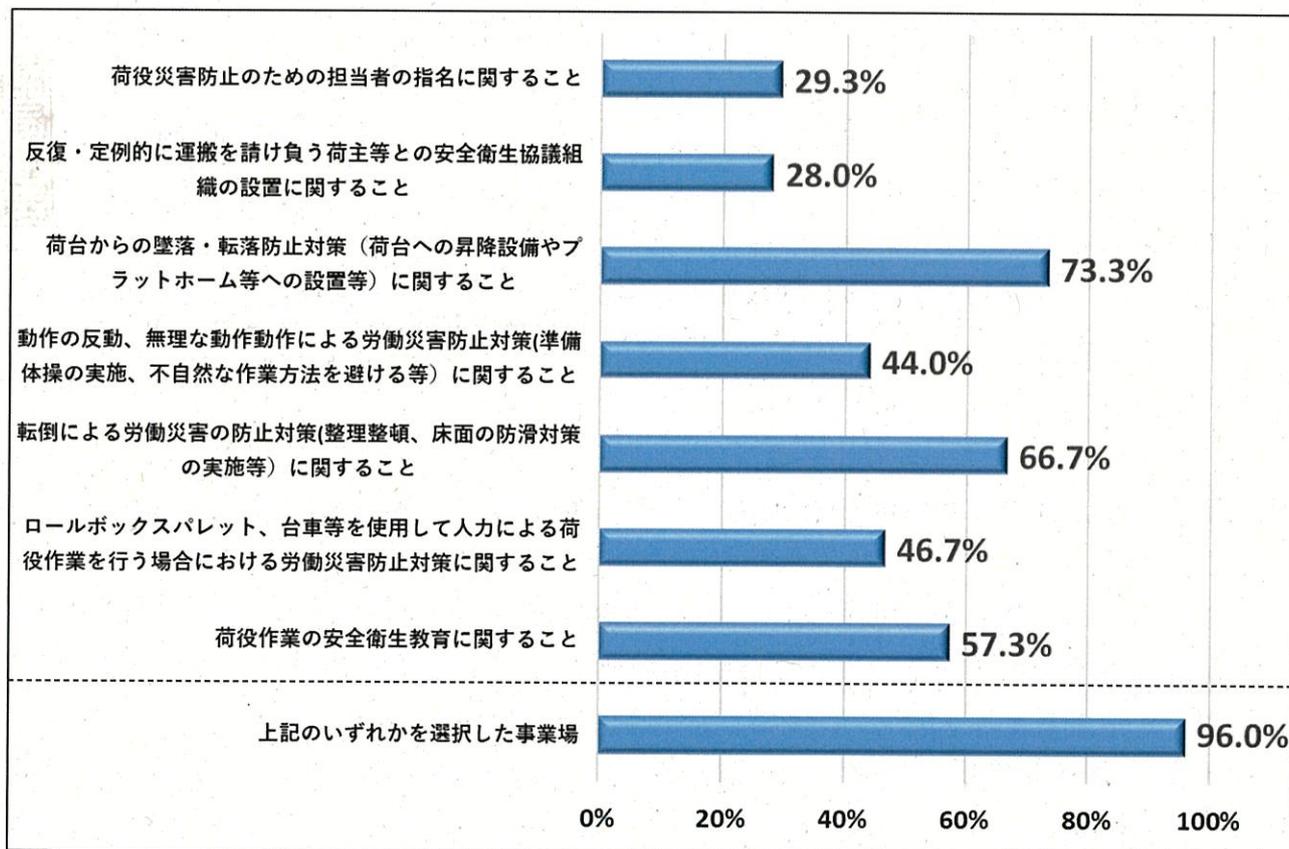
しかしながら、「荷役災害防止のための担当者の指名に関すること（29.3%）」や「反復・定期的に荷の運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置に関すること（28.0%）」等、低い水準を示した措置もあり、陸上貨物運送事業の事業場において、荷役ガイドラインに基づく措置が十分に講じられているとは言えない状況にあります。

つきましては、貴団体におかれましては、別添リーフレットを御活用いただき、荷役作業を伴う運送業務を行う事業者に荷役ガイドラインの内容を改めて御理解いただけるよう、会員企業等に対し、荷役ガイドラインに基づく措置を実施していただくこと等についての御理解・御協力に向けた周知啓発に御助力いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

（問合せ先）東京労働局労働基準部安全課 TEL：03-3512-1615

Q：陸上貨物運送事業として、「荷役ガイドライン」に基づく措置を実施していますか。

資料：労働災害防止対策の取組に係る自主点検（令和5年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間）



回答した陸上貨物運送事業の事業場（75 事業場）のうち、「荷役ガイドライン」を「知っている」と回答した事業場の割合は 84.0%（63 事業場）でしたが、「荷役ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は 96.0%（72 事業場）でした。

## 陸上貨物運送事業者のみなさま

荷役作業中の労働災害防止の徹底をお願いします  
～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～

### 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、**荷役作業時の労働災害は約70%**となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、**約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場**となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者（以下「陸運事業者」）のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「**荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。**」と定めていることから、自社の労働者の安全確保のため、荷主等に対して、運送契約の見直しや必要な安全措置への協力等の連携が求められています。

つきましては、3頁以降の「【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷役作業における労働災害防止にご協力をお願いします。

荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「陸上貨物運送事業の安全衛生対策」をご確認ください。



### トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました！

労働安全衛生規則が改正され、**昇降設備の設置**や**保護帽の着用**が必要な貨物自動車の範囲が拡大され、「**テールゲートリフターの操作者に係る特別教育**」の実施が義務付けられました。

その他**運転位置から離れる場合の措置（※逸走防止措置は引続き義務付け）**が一部改正されました。

詳細は、右のリーフレットをご確認ください。



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます（リーフレット）

### 東京労働局管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷災害・死亡災害発生状況

<資料> 死亡災害報告、労働者死傷病報告

※ 令和2年以降は新型コロナウイルスり患を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死亡者数	6人	5人	2人	4人	2人

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課（☎ 03-3512-1615）までお願いします。

東京労働局・労働基準監督署



トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」

(2024.6)

## 陸上貨物運送事業における「荷役5大災害」を防止しましょう！

陸上貨物運送事業における荷役作業時の死亡災害は、以下の5つの類型  
**①トラック・荷台等からの墜落・転落**、**②トラック・荷台等での荷崩れ**、  
**③フォークリフト使用時**、**④トラックの無人暴走**、**⑤トラック後退時**  
 によるものが多数を占めます。

次頁以降の「【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト」やリーフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」を参考に、陸上貨物運送事業における荷役5大災害を防止しましょう！



出典；陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには（リーフレット）

## 自動車運転者が安心して運転・荷役作業を行うために

自動車運転者が安心して運転・荷役作業を行うため、以下の事項に取り組みましょう！

- ・労働基準法に基づく、**時間外労働及び休日労働の上限の遵守**、**過重労働の防止**
- ・**自動車運転者のための労働時間等の改善基準**に基づく、**拘束時間・運転時間等の遵守**
- ・**交通労働災害防止ガイドライン**に基づく、**労働時間管理・健康管理等の徹底**
- ・荷役作業を行うことによる**疲労に配慮した十分な休憩時間の確保**
- ・運転時間、荷役時間、荷待ち時間、休息期間、道路状況等を考慮した**到着時刻の設定**
- ・荷主等に対する**長時間の荷待ちの解消**、**安全な荷役場所の確保**、**適正な運賃等の交渉**



建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたスズメ（厚生労働省HP）



トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント（リーフレット）



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（厚生労働省HP）



職場のあんぜんサイト「交通労働災害の現状と防止対策」（厚生労働省HP）



トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策（厚生労働省HP）

## 【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト（取組事項編）

厚生労働省では、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号、改正：令和5年3月28日）を策定しています。陸運事業者の皆様におかれましては、チェックリストを活用して、同ガイドラインに沿った対策が講じられているかご確認ください。

取組事項	チェック項目	対応状況	解説
陸運事業者と荷主等との連絡調整	荷主等から運送業務（荷役作業を含む。）を請け負う場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確（運送引受書の発送）にし、事前通知のない荷役作業は行わないこと。</li> <li>・荷主から陸運事業者に、陸運事業者からドライバー等に対し、<b>安全作業連絡書</b>を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されているか確認すること。</li> <li>・労働災害を防止するため、荷主等に対し必要な改善を求めること。</li> </ul>
	・荷役作業を荷主等、陸運事業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	・荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講じているか		
	・荷役作業を行わせる運転者の疲労に配慮した運行計画を作成しているか		
	・荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合に報告させているか		
	・反復・定期的な荷の運搬を請け負う荷主等と協議する場を設けているか		
	他の陸運事業者に運送業務（荷役作業を含む。）を請け負わせる場合		
	・元請事業場と下請事業場が協議する場を設けているか		
	・作業間の連絡調整、作業場所の巡視を行っているか		
・下請事業場が行う安全衛生教育に対する指導・援助等を行っているか			
安全衛生管理体制の確立	事業者として		
	・経営トップ自らが安全衛生方針を表明しているか		
	・荷役災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定しているか		
	・安全衛生目標を達成するため、年間の安全衛生計画を作成しているか		
	・安全衛生管理計画の実施、評価及び改善を行っているか		
	事業場における安全衛生担当部署や安全衛生担当者として		
	・安全衛生委員会等で荷役災害防止のための措置を調査審議しているか		
	・荷役作業について、リスクアセスメントを実施しているか		
・安全管理者等から荷役災害防止のための担当者を指名しているか			
安全衛生教育	荷役作業従事者に対して		
	・職務内容に応じた資格等を取得させているか		
	・安全衛生教育を実施しているか		
	・災害事例等を示した危険予知訓練を行っているか		
	荷役作業について選任した荷役災害防止担当者・作業指揮者・作業主任者に対して		
	・安全衛生教育を実施しているか		
・指針等に基づく能力向上教育等を実施しているか			
基本的対策	荷役作業を行う場所について		
	・荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さか		
	・荷や資材等の整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策は実施されているか		
	・明るい場所か、障害物による死角部分はないか、雨風が当たらない場所か		
	・安全な通路が確保されているか		
	荷役作業者の服装について		
・作業環境や作業内容に配慮した服装や保護帽、安全靴等を着用させているか			

## 【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト（災害種別編）

災害種別	チェック項目	対応状況	解説
墜落・転落災害	貨物自動車の荷台上や荷の上へ昇る前に		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」</li> <li>・「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」（厚生労働省HP）</li> <li>・昇降設備は、手すり付きのものが望ましいこと。</li> <li>・3点確保：手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと。運転席への乗降においても、3点確保を実行すること。</li> <li>・保護帽は飛来落下物用かつ墜落・転落防止用のものを着用させること。</li> </ul>
	・荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は地上から又は地上で行っているか		
	・フォークリフトやクレーンの運転者等から見える安全な位置で作業しているか		
	・荷台のあおりを立てる場合には、あおりを固定しているか。		
	・荷台の外側に簡易作業床や移動式プラットフォーム等を設置しているか		
	貨物自動車の荷台上や荷の上で作業する場合（タンクローリー上部も含む）		
	・昇降設備を使用しているか（最大積載量が2トン以上の場合は義務）		
	・昇降時には3点確保ができていないか。		
	・不安定な荷の上で移動していないか（一度地面に降りて移動しているか）		
	・荷台端付近で背を荷台外側に向けず、後ずさりせずに作業しているか		
・雨天時等による滑りを防止するため、耐滑性のある靴を使用しているか。			
・墜落危険性に応じた墜落制止用器具を使用しているか			
・施設側に墜落制止用器具の取付設備（綱網、フック等）を設置しているか			
・保護帽を着用しているか（原則最大積載量が2トン以上の場合は義務）			
転倒災害	転倒災害（による重症化）を防止するため		<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り後ずさりでの作業は行わないこと。</li> <li>・転倒予防・腰痛予防の取組（厚生労働省HP）</li> </ul>
	・荷や資材等の整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策は実施されているか		
	・荷役作業場所等に適した耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させているか		
	・段差の解消、手すりの設置、床面の防滑対策等、設備改善を行っているか		
	・視界確保のため手作業による運搬を最小限とし、台車等を使用させているか		
・体力測定の実施等労働者の転倒リスクを正確に把握しているか			
動作の反動による災害、無理な動作	腰痛を予防するために		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）」</li> <li>・特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。</li> </ul>
	・「職場における腰痛予防対策指針」で示される各対策を講じているか		
	・荷役作業を行う前に準備運動を行わせているか。		
	・人力荷役について、可能な限り機械・用具を使用した作業方法としているか		
	・荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるよう配慮しているか		
	・重量物の取扱い等腰痛防止のための労働衛生教育を実施しているか		
・腰部の負担軽減を目的にコルセット・腰部保護ベルト等を使用させているか			
その他重大な災害	荷役5大災害（①荷台等からの墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④車両の無人暴走、⑤トラック後退時の事故）を防止するために		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」</li> <li>・逸走防止措置は、「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の順序で実施すること。</li> <li>・貨物自動車が動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしないこと。</li> </ul>
	・鋼管、丸太、ロール紙等は、輪留め等を用いて確実に荷崩れを防止しているか		
	・崩壊・倒壊、踏み抜き等を防止するため、パレットの破損状況を確認しているか		
	・停車中の貨物自動車は、輪留め等を用いて確実に逸走防止措置を講じているか		
	・後退時に誘導者の適正配置やバックモニター等による確認を行っているか		
	以下の場合に事前に荷の落下等の危険性を確認しているか		
	・荷台のあおりを下す際や荷台のロープ解きやシート外しを行う際		
・荷室扉を開ける際（運行中に荷崩れした荷や仕切り板がないか）			

## 【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト（荷役方法編）

荷役方法	チェック項目	対応状況	解説
フォークリフト	・フォークリフトの最大荷重に応じた有資格者に運転させているか		
	・定期的に法令に定めのある検査や点検を実施しているか		
	・作業場所の広さ、荷の種類等に応じた作業計画を作成しているか		
	・複数で荷役作業を行う場合に、作業指揮者を配置しているか		
	・フォークリフトの走行経路と安全通路を区分しているか		
クレーン等	・クレーン等のつり上げ荷重に応じた有資格者に運転させているか		
	・定期的に法令に定めのある検査や点検を実施しているか		
	・つり上げる荷の重量はクレーン等の定格荷重の範囲内か		
	・移動式クレーンについては、設置場所の状況を確認しているか		
	・移動式クレーンの転倒防止のための鉄板を敷設しているか		
コンベヤー	・荷詰まり等を起こした場合、コンベヤーを停止させているか		
	・修理、点検する場合、コンベヤーを停止させているか		
	・コンベヤーをまたぐ必要がある場合、踏切橋等を設けているか		
	・コンベヤーのローラー、ベルト等に巻き込み防止の覆いが設けられているか		
	・コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置は設けられているか		
テールゲートリフター	・テールゲートリフターの操作は特別教育を実施した者に行わせているか		「ロールボックスパレット／テールゲートリフター使う前の5つの基本チェックリスト」 
	・作業開始前及び定期的に点検を実施しているか		
	・テールゲートリフター端部のストッパーは有効に機能しているか		「テールゲートリフターを安全に使用するために2ステップで学ぶ6基本&11場面別ルール」 
	・ロールボックスパレット等自体の逸走防止措置は講じているか		
	・U字型のロールボックスパレットは、長辺部分をストッパーに当てているか		
	・床下格納式の場合、側部ストッパーの隙間から脱輪しないよう積載しているか		
	・保護帽を着用しているか（貨物自動車の最大積載量が2トン以上の場合は義務）		
ロールボックスパレット等	・ロールボックスパレット等を移動させる場合、前方に押して移動させているか		・荷役作業時には安全靴を履き、脚部のプロテクターや防護手袋を着用することが望ましいこと。
	・荷台から引き出す場合、荷台の端を意識した作業姿勢となっているか		
	・離れる場合、キャストーストッパー等逸走防止措置を講じているか		「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～安全に作業するための8つのルール～」 
	・運転中に移動しないように、ラッシングベルト等で荷台に固定しているか		
	・安全靴や脚部のプロテクター、防護手袋を着用させているか		
	・ロールボックスパレット等の進行方向の視界と移動経路を確保しているか。		
	・曲がり角や見通しの悪い箇所では、減速・一時停止、声掛け等を行っているか		
	・重量物を載せたロールボックスパレット等は2人で押しているか		
	・キャストーストッパーの引っ掛かりを防止するため、床の凹凸や傾斜を解消しているか		「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します！」 
	・不具合があった場合は、速やかに所有者又は荷主等へ報告し、協議しているか		
・ロールボックスパレットの最大積載量を遵守し、偏荷重を防止しているか			

## 安全作業連絡書 (例)

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ( )	取卸作業月日	月 日 ( )
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1.屋内 2.屋外	取卸場所	1.屋内 2.屋外
	1.荷主専用荷捌場 2.トラクターミナル 3.その他 ( )		1.荷主専用荷捌場 2.トラクターミナル 3.その他 ( )
積 荷	品 名		
	(危険・有害性)	無 ・ 有 (別添SDS ・ その他 ( ) )	
	数 量		
	総重量	kg ( kg/個)	
積付	1.バラ 2.パレタイズ 3.その他 ( )		
積込作業	作業分担	取卸作業	1.荷主側 2.運送業者側 3.荷主・運送業者共同
	作業員数		名
	使用荷役機械		有 ・ 無 1.フォークリフト 2.その他 ( )
免許資格等	1.フォークリフト 2.玉掛け 3.はい作業 4.その他 ( )	免許資格等	1.フォークリフト 2.玉掛け 3.はい作業 4.その他 ( )
その他特記事項	※作業時には安全靴、保護帽を着用のこと		

### ●安全な積み降ろし作業のために

